

白石町地域防災計画

(概要版)



白石町防災会議

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、自治体の地域防災計画では想定していない規模の災害であり、その後も、平成 26 年 8 月に広島町で発生した大規模な土砂災害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、昨年の平成 30 年 7 月豪雨では、「線状降水帯」による短時間集中豪雨により岡山県、広島県、愛媛県などが多大な被害を受けるなど、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生し、多くの尊い人命、財産が失われています。

このようなことから、国においては、これまでの防災行政全般の見直しを迫られ、災害対策基本法や防災基本計画の見直しが行われています。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、震度 7 の地震が連続して発生し、大きな被害をもたらしました。人的被害、建物被害も多く発生し、さらには、防災拠点となる庁舎が被災し行政機能が機能不全になり、また、使用できない避難所もあり避難生活にも大きな支障が生じるなど様々な課題が浮き彫りになりました。

白石町においては、六角川、塩田川沿いの低平地は長年水害に悩まされ、また、山間部には多くの土砂災害警戒区域があり、平成 29 年 7 月の豪雨により町内一部地区に避難準備情報も発令し、平成 30 年 7 月には大雨特別警報が発表され、町内全域に避難勧告を発令しました。また、平成 25 年から 26 年に佐賀県が調査した地震被害等予測調査の結果においては、佐賀平野北縁断層帯で地震が発生した場合は白石町でも最大震度震度 7 が想定され、大きな被害が予測されています。

このような状況から、さらなる防災対策の強化のため本計画を見直しました。町民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、災害予防対策を推進し、迅速かつ的確な災害対応体制の整備を行うなど、本計画に基づき、さまざまな防災対策に取り組んでいきます。

しかしながら、大規模災害では行政機能がマヒすることも考えられます。災害から身を守るためには、「自分で自分の身を守る」ことが基本です。また、家庭や地域で助け合うことも重要です。

この概要版は、本計画の概要をまとめたものであり、町などの行政機関、町民、地域の皆さんの役割について記載しています。町の防災対策にご理解をいただくとともに、日ごろから家庭や職場において、防災意識の向上を図り、災害に備えていただければ幸いです。

目 次

I. 地域防災計画とは	1
II. 白石町で想定される被害及び対策について	2
1. 風水害における災害	2
2-1. 地震における災害	3
2-2. 津波における災害	4
3. 原子力災害における災害	8
4. その他災害	9
III. 資料編	10

I. 白石町地域防災計画とは

1. 計画の目的

白石町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、白石町防災会議が作成するものであり、白石町の区域に係る防災に関して、町をはじめ消防機関、県、自衛隊などが処理すべき事務を定め、さらに町民の皆さんの役割を明らかにするものです。

災害に対する災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての必要な対策の基本を定め、町民の皆さまの生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

2. 計画の構成

この計画の構成は、それぞれ次の災害について定めています。

○風水害対策	・台風や大雨による浸水災害、土砂災害
○地震・津波対策	・地震・津波による被害、土砂
○原子力災害対策	・原子力事故等による放射能被害
○その他の災害対策	・航空災害対策 ・林野火災対策 ・海上災害対策 ・大規模火事災害対策 ・鉄道災害対策

3. 町、防災関係機関、町民等の役割

町、防災関係機関は相互に支援、協力し迅速かつ的確な防災活動を実施します。町、主な防災関係機関と町民の皆さんの役割は次のとおりです。

①町

町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責務者として防災活動を実施します。

②消防機関

災害の防除、被害の軽減のための防災活動を行います。

③県

大規模な災害が発生し、被害が広域的にわたる場合は、防災活動内容の統一的な処理や各市町間の調整、自衛隊等国の機関への協力要請など町の防災活動を支援します。

④県警察

町民の生命、身体、財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を行います。

⑤自衛隊

自衛隊法に基づき、災害派遣を行い、防災活動を支援します。

⑥町民

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努めます。

Ⅱ. 白石町で想定される被害及び対策について

1. 風水害

①白石町の地形

白石町の地形は、佐賀平野からつらなる有明海沿いの平坦部と西側部分の杵島山等の山間部の2つに大別されます。

河川は、北側には有明海に注ぐ六角川と南方には県河川である塩田川が流れています。

六角川の特徴としては、白石町須古地区から福富海岸までの低平地を蛇行しながら流れており、出水時などは有明海の6mにも及ぶ干満差の影響などの要因により、大きな洪水被害を引き起こしています。

また、六角川に注ぐ須古川や白石川などは、六角川の水位の上昇により自然排水が不能となり町内でも内水氾濫のため水害が発生します。

また、町の西部には南北に杵島山系が連なっており、町内全域にわたって、127箇所（土石流危険箇所19箇所、急傾斜危険箇所（がけ崩れ）105箇所、地すべり3箇所）の土砂災害危険箇所があります。

現在、佐賀県では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定が進められております。これは、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、「危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転推進」等のソフト対策を推進するものです。



平成30年7月出水後の県道武雄・福富線



平成31年度より工事着工予定の急傾斜地
(白石町川津地区)

②白石町の気候

白石町の大雨の原因を分類すると、梅雨前線、低気圧、台風の順となっています。日降雨量 100 ミリ以上の大雨は、6 月から 7 月の梅雨期が最も多く、年間の 63% を占めています。次いで、8 月、9 月の台風シーズン（20%）が多くなっています。

また、台風が佐賀県に接近（概ね 300 km 以内）する時期は、6 月～10 月で、そのうち 8 月が最も多くなっています。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多くなっています。

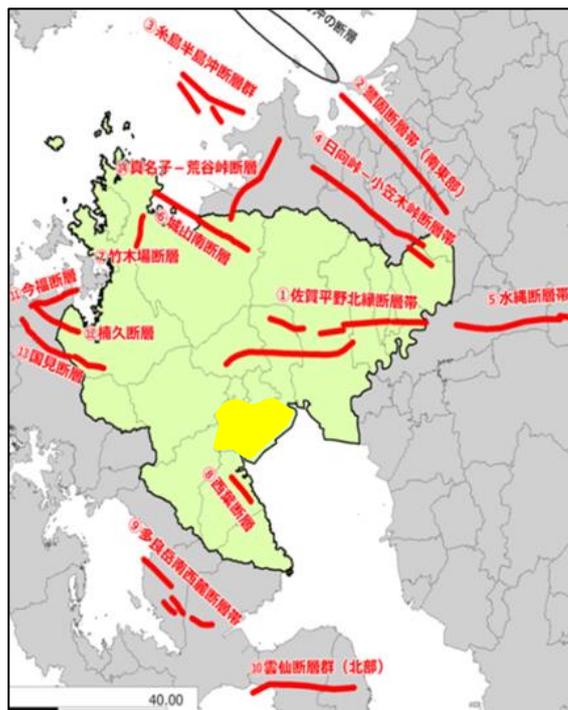
2-1. 地震災害

白石町内に活断層は確認されていませんが、県内及び周辺には 14 の活断層があります。

平成 25 年度から平成 26 年度において、佐賀県が実施した地震被害等予測調査の結果、「佐賀平野北縁断層帯」（久留米町～多久町）で地震が発生した場合が最も大きい被害が生じることから、この計画においての想定地震としています。

【想定地震】

〔震 源〕	佐賀平野北縁断層帯
〔規 模〕	M7. 5
〔町内の最大震度〕	最大震度 7



地震の被害想定結果一覧表：白石町

震源・断層 被害項目		佐賀平野北 縁 断層帯 ケース3	佐賀平野北 縁 断層帯 ケース4	日向峠一 小笠木峠 断層帯	城山南断 層	楠久断層	西葉断層
		建物被害	建物棟数（棟）	19,000	19,000	19,000	19,000
全壊・焼失棟数（棟）	約 890		約 900	0	0	0	約 130
全壊・焼失率（％）	4.7		4.7	0.0	0.0	0.0	0.7
半壊棟数（棟）	約 2,900		約 2800	0	0	約 10	約 900
半壊率（％）	15.3		14.7	0.0	0.0	0.1	4.7
人的被害	滞留人口	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
	死亡者（人）	約 60	約 60	0	0	0	約 10
	死者率（％）	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	負傷者数（人）	約 510	約 490	0	0	0	約 120
	負傷者率（％）	2.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.5
	自力脱出困難者数（人）	約 100	約 100	0	0	0	約 10
	自力脱出困難者数率（％）	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね 2 桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・ 1,000 未満：1 の位を四捨五入 ・ 1,000 以上 10,000 未満：10 の位を四捨五入 ・ 10,000 以上：100 の位を四捨五入

2-2. 津波災害

想定津波の設定につきましては「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00」（平成 24 年 10 月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、本町海岸に最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定しています。

有明海沿岸

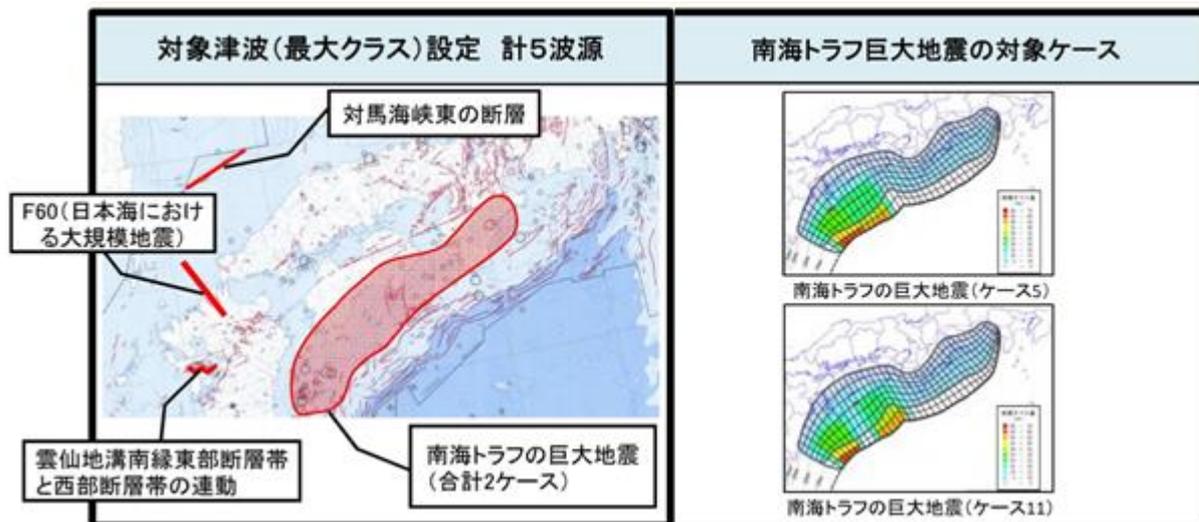
- ・ 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（Mw=7.1）
- ・ 南海トラフ巨大地震（Mw=9.1）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第 2 次報告）津波断層モデル編」（内閣府 平成 24 年 8 月公表）におけるケース 5 及びケース 11

有明海沿岸

- ・ 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（Mw=7.1）
- ・ 南海トラフ巨大地震（Mw=9.1）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第 2 次報告）津波断層モデル編」（内閣府 平成 24 年 8 月公表）におけるケース 5 及びケース 11



津波の概要及び浸水想定

波源による津波の予測結果は次のとおりとなります。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、有明海側の各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示しています。

潮位：初期潮位は、有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、TP2.72mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

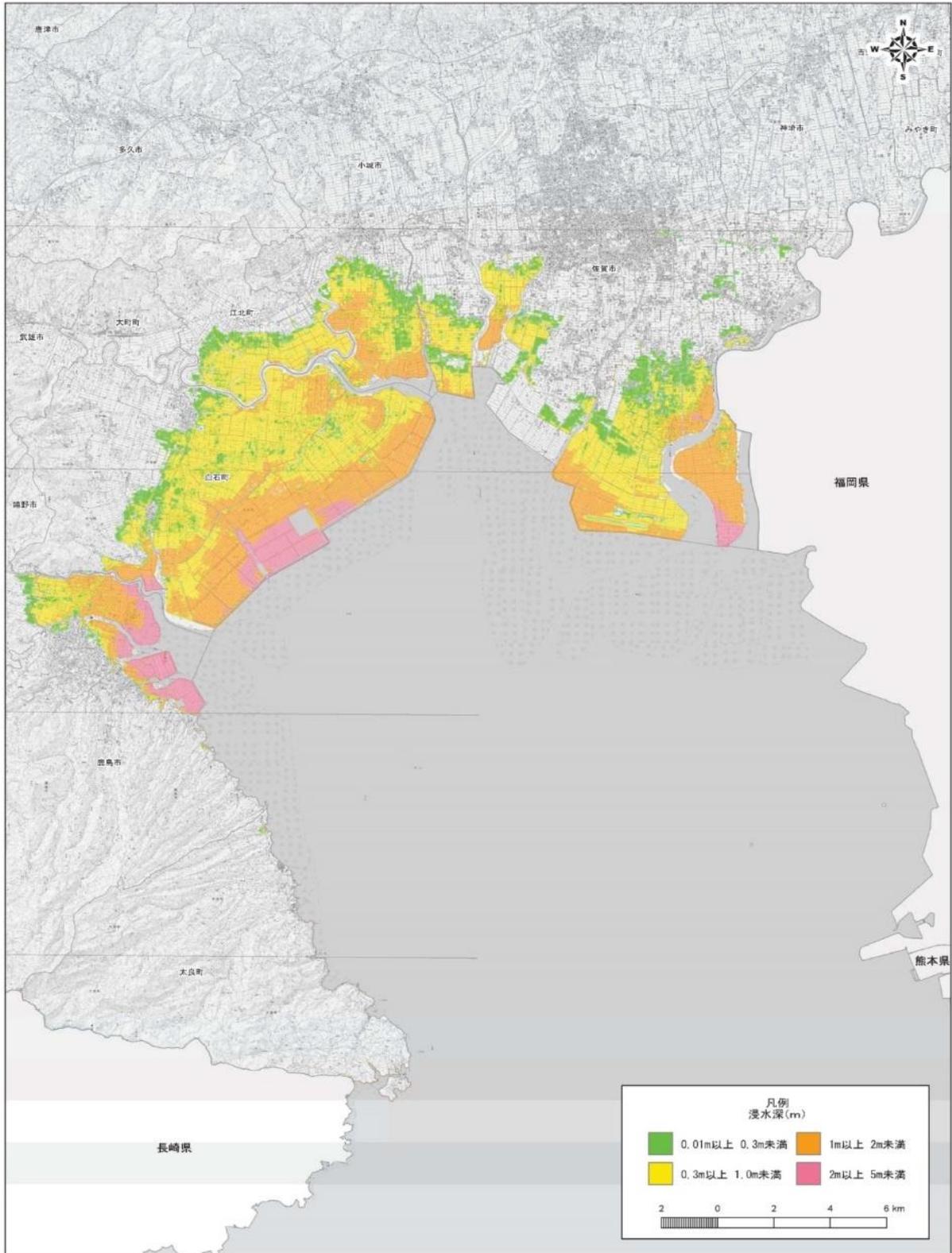
堤防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

【想定最大津波高等】



有明海沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3)の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波高(TP) (3)=(1)+(2)	
佐賀市	0.48m	2.72m	3.2m	286分
小城市	0.38m	2.72m	3.1m	290分
白石町	0.48m	2.72m	3.2m	289分
鹿島市	0.48m	2.72m	3.2m	299分
太良町	0.78m	2.72m	3.5m	48分

【浸水想定図（有明海）】



出典：佐賀県地域防災計画

※ 有明海側については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所のほとんどは河川堤防からの流入となっている（ほとんどは津波による直接の浸水ではない）。これは、堤防沈下条件（耐震性の技術的評価がなされていなければ、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する）に起因するものである。

3. 原子力災害

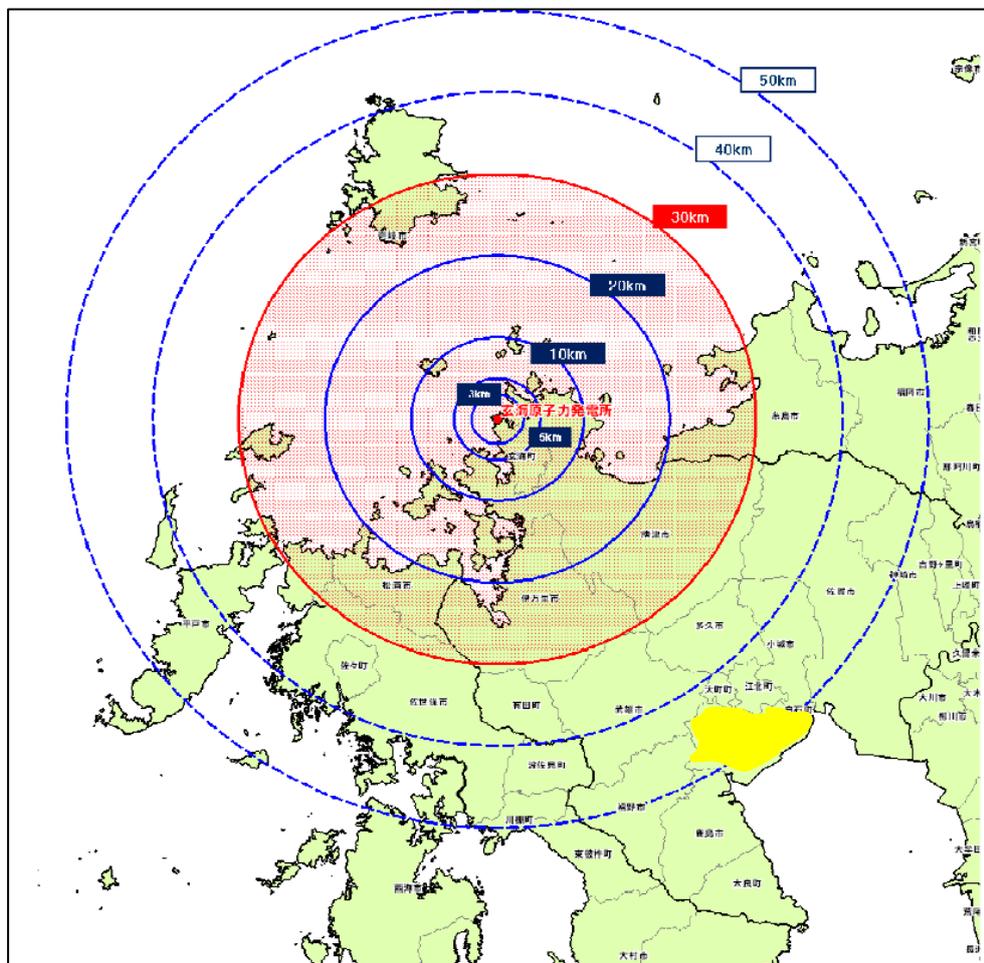
白石町は、玄海原子力発電所から約 40～50 km に位置しており、県地域防災計画で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲には入っていません。

しかし、原子力災害による被害の範囲は、風向、風力、天候などの気象条件によって大きく変化し、また、放射線は「見えない、匂わない、肌を感じない、聞えない、味が無い」と五感に感じられないという特徴があり、被ばくの程度を自分で判断できません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故においては、30 km を超える地域においても計画的避難区域に指定され、現在も帰宅困難区域が存在しています。

したがって、白石町内においても、緊急時モニタリングによる測定結果が、国の原子力災害対策指針で定められた数値を超えた場合等については、屋内退避や避難勧告の発令などが考えられることから、実測値に基づく避難等についてもこの計画に盛り込んでいます。

【玄海原子力発電所から白石町の位置】



4. その他の災害

その他の災害対策では、航空機事故や鉄道事故により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合の人命の確保、被害の拡大防止、軽減を目的としています。

また、林野火災や住宅密集地などにおいて大規模な火災が発生した場合に備えた予防対策と応急対策を記述しています。

○. 災害に強い人、地域づくり

- ・防災訓練等による防災知識の普及

災害に対して被害を最小限に食い止めるためには、日ごろからの防災意識を醸成する必要があります。そのためには、防災訓練等を実施し、町の防災体制の確認、防災関係機関相互の情報共有・伝達、町民・地域による避難支援などを確認しておくことが必要です。町では、毎年町民の参加による町防災訓練を実施します。



児童による防災訓練での避難風景



炊き出し訓練

- ・消防団、自主防災組織の育成強化

消防団は、消防署などの常備消防と並んで、地域防災力の中核として、救助・救出活動、避難誘導など重要な役割を担っています。

町は、地域住民の消防団活動に対する理解促進し、消防団への参加、協力の環境づくりや安全対策のための装備の改善等を行います。

また、大規模な災害が発生した場合は、町や消防署などの行政機能がマヒし、支援体制が遅れることが考えられます。そのような場合は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに、地域全体で協力し合い支えあうことが重要です。

町は、地域による防災意識の醸成のため、消防団、自主防災組織の育成強化のための支援を行います。

○資料編

○災害時応援協定締結の推進

- ・受援計画の策定

《現在締結している災害協定》

令和元年8月現在

協定名	締結先	締結年月日
消防相互応援協定書	鹿島市、嬉野市	平成18年4月3日
佐賀県武雄市、佐賀県白石町間の消防相互応援協定書	武雄市	平成19年4月1日
佐賀県大町町、白石町間の消防相互応援協定書	大町町	平成20年2月1日
防災映像情報の相互提供に関する基本協定	武雄河川事務所 ケーブルワン	平成23年3月28日
白石町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省地方整備局	平成23年6月6日
災害時における相互応援協定書	鹿島市、江北町、太良町、諫早市	平成24年1月30日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県及び白石町を除く県内19市町	平成24年3月30日
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	佐賀県、九州救助犬協会及び白石町を除く県内19市町	平成24年4月17日
災害時（異常降雨時）における緊急対応に関する基本協定	株式会社 西島製作所佐賀営業所	平成26年4月1日
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	災害時におけるLPガス協会杵東支部	平成26年4月1日
特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社佐賀支店	平成26年6月2日
災害時における水道施設復旧作業の応急対策活動協力に関する協定書	白石町管工事組合	平成27年5月15日
災害時における緊急輸送に関する協定書	白石町コミュニティタクシー協同組合	平成27年6月12日
福祉避難所の指定に関する協定書	白石高等学校、佐賀農業高等学校	平成27年6月19日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	佐賀県産業廃棄物協会	平成28年11月21日
災害時における無人航空機による協力に関する協定書	有限会社 岩本建設	平成29年11月7日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成30年7月25日
災害時の応急対策活動に関する協定書	白石町建設業組合	平成31年4月1日
災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	令和元年7月10日

《指定緊急避難場所》

施設の名称	施設の住所	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複
		洪水 (内水氾濫含む)	土砂災害	高潮	地震	津波	大火災	
白石町総合センター	白石町大字福田 1312-1	○	-	○	○	○	○	○
白石町健康センター	白石町大字福田 1312-1	○	-	○	○	○	○	○
白石社会体育館	白石町大字遠江 75-1	○	-	○	○	○	○	○
白石高等学校	白石町大字今泉 138	○	-	○	○	○	○	○
佐賀農業高等学校	白石町大字福田 1660	○	-	○	○	○	○	○
白石中学校	白石町大字遠江 143-1	○	-	○	○	○	○	○
白石小学校	白石町大字福田 237 1	○	-	-	○	○	○	○
六角小学校	白石町大字東郷 2231	○	-	-	○	○	○	○
須古小学校	白石町大字堤 1463	○	○	-	○	○	○	○
北明小学校	白石町大字築切 205	○	-	○	○	○	○	○
三近堂コミュニティセンター	白石町大字堤 1461	○	○	-	○	○	○	○
福富ゆうあい館	白石町大字福富 3535-1	○	-	○	○	○	○	○
福富社会体育館	白石町大字福富 3508-2	○	-	○	○	○	○	○
福富中学校	白石町大字福富 3499	○	-	○	○	○	○	○
福富小学校	白石町大字福富 3410-2	○	-	○	○	○	○	○
有明ゆいパークふれあい郷	白石町大字戸ケ里 3211	○	○	○	○	○	○	○
有明公民館	白石町大字坂田 275-1	○	○	○	○	○	○	○
有明中学校	白石町大字坂田 290-1	○	○	○	○	○	○	○
有明東小学校	白石町大字牛屋 6833-2	○	-	○	○	○	○	○
有明西小学校	白石町大字戸ケ里 1493-1	○	○	-	○	○	○	○
有明南小学校	白石町大字深浦 5581-1	○	○	○	○	○	○	○
白石町総合運動場	白石町大字福田 1420		-		○		○	

合計 22 か所

うち福祉避難所 7 か所⇒